

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年度博多港（箱崎ふ頭地区）施工検討業務
業 務 概 要	本業務は、博多港箱崎ふ頭地区における岸壁整備について、施工方法の検討を行うものである。
契約担当官の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 苔口 聖史 福岡市中央区大手門2-5-33
契 約 年 月 日	令 和 6 年 8 月 5 日
契 約 業 者 名	一般財団法人港湾空港総合技術センター
契約業者の住所	東京都千代田区霞が関3-3-1
契 約 金 額	29,700,000 円（税込み）
予 定 価 格	29,711,000 円（税込み）
随意契約によることとした理由	本業務を円滑に遂行するためには、岸壁の構造形式や工法に精通していることに加えて、検討にあたっては、既設岸壁への影響や、航行船舶等の現場条件を把握し、かつ施工にあたっては、水質汚濁防止はもとより、安全性、施工性、経済性の多岐に渡って検討出来る高度な技術力を有していることが必要である。 以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する適格性・迅速性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人港湾空港総合技術センターが最適であると判断されることから、上記法人と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。
業 務 場 所	－
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令 和 6 年 8 月 5 日
履 行 期 間 （ 至 ）	令 和 7 年 1 月 31 日
備 考	